

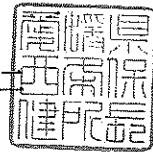
許可番号 03855004578

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号
氏 名 日本貨物鉄道株式会社
代表取締役 犬飼 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 6年12月26日
令和11年12月14日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え又は保管行為を含まず。)

(特別管理産業廃棄物の種類)

廃 油 (揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃 酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃ポリ塩化ビフェニル等(低濃度PCB廃棄物に限る。)

ポリ塩化ビフェニル汚染物(低濃度PCB廃棄物に限る。)

ポリ塩化ビフェニル処理物(低濃度PCB廃棄物に限る。)

鉍 さ い (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃石綿等

ば い じ ん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

燃 え 炭 灰 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

汚 泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃水銀等

廃水銀等を処分するために処理したもの

以上13種類

(裏面へ続く)

(裏 面)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可	平成 6 年 12 月 15 日
○更新許可	平成 11 年 12 月 15 日
○更新許可	平成 16 年 12 月 15 日
○更新許可	平成 21 年 12 月 15 日
○本店所在地変更 (旧: 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号)	平成 23 年 2 月 14 日
○代表者変更 (旧: 小林 正明)	平成 24 年 6 月 22 日
○更新許可	平成 27 年 4 月 20 日
○変更許可	平成 27 年 8 月 31 日
(廃ポリ塩化ビフェニル等 (低濃度 PCB 廃棄物に限る。)、ポリ塩化ビフェニル汚染物 (低濃度 PCB 廃棄物に限る。)、ポリ塩化ビフェニル処理物 (低濃度 PCB 廃棄物に限る。)) 以上 3 種類の追加)	
○変更許可	平成 28 年 5 月 19 日
(廃水銀等及び廃水銀等を処分するために処理したもの) 以上 2 種類の追加)	
○代表者変更 (旧: 田村 修二)	平成 30 年 6 月 21 日
○更新許可	令和 2 年 1 月 15 日
○代表者変更 (旧: 眞貝 康一)	令和 4 年 6 月 24 日
○更新許可	令和 6 年 12 月 26 日

5. 松山市の区域内の積替え許可の有無 有 ・ ☒ 無

6. 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 ☒ 有 ・ 無